

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第2号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和42年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 消防本部の所管に属する事項</p> <p>オ <u>危機管理統括部</u>の所管に属する事項</p> <p>カ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 監査委員の所管に属する事項</p> <p>ケ 固定資産評価審査委員会の所管</p> | <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>シティプロモーション部の所管</u>に属する事項</p> <p>オ 消防本部の所管に属する事項</p> <p>カ <u>危機管理監</u>の所管に属する事項</p> <p>キ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>ク 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に属する事項</p> |

| | |
|---|--|
| <p>に属する事項</p> <p>コ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業生活常任委員会 9人</p> <p>ア <u>市民生活部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ <u>シティプロモーション部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ 商工農水部の所管に属する事項</p> <p>エ 市立四日市病院の所管に属する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市・環境常任委員会 8人</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 上下水道局の所管に属する事項</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業生活常任委員会 9人</p> <p>ア <u>市民文化部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ 商工農水部の所管に属する事項</p> <p>ウ 市立四日市病院の所管に属する事項</p> <p>エ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市・環境常任委員会 8人</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ <u>スポーツ・国体推進部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 上下水道局の所管に属する事項</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の四日市市議会委員会条例の規定により設置された総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業生活常任委員会又は都市・環境常任委員会に付議されている事件は、改正後の四日市市議会委員会条例の規定により、それぞれ、当該事件に相当する事件を審査すべき常任委員会に付議されたものとみなす。

(議会事務局議事課)